

「本当に必要な工事？」

格安、衛生設備工事だけを頼むつもりが、高額な工事を契約してしまった！

<相談>

「近所で排水管の清掃をした。お宅にも悪臭がする可能性があるので、2000円で排水管の清掃をするがどうか？」と業者が来訪したので、依頼した。洗浄作業の点検後、業者から「台所の排水管設備から水が漏れている。土台の方に土水が流れている」と説明された。「8万円で修理できる」と言うのでやってもらうことにした。しかし、昨日工事に来た業者から「他のところも問題があることがわかった。」と65万円の工事を勧められた。そこで8万円の工事は取り消し、65万円の工事を依頼した。しかし早くした方がよいと思い契約したのに工事日はさらに2週間後であった。早急に手を打った方がよいはずなのに、工事がそんな先でよいと言うのはおかしいと気が付いた。解約したい。

<解説>

無料や格安で排水管清掃などのサービスを提供し、作業の点検後に消費者の不安をあおり高額な工事などを勧める「点検商法」の相談が増えています。

この他にも、「近所で排水管の清掃をした。お宅にも悪臭がする可能性があるので薬を撒く」「キャンペーン中、排水管の清掃を何か所でも2000円です」「指定事業者の資格を取るための実績作りとして、協力してほしい」などと電話や訪問して勧誘することもあるようです。

このような勧誘は、作業後に高額な工事の契約を勧める場合が多く見られます。安易に業者を家に入れないようにしましょう。

実際に、修理や工事が必要な場合は、必ず複数の業者から見積もりを取り、工事内容や契約内容を慎重に検討しましょう。

見積書の見方がわからない、見積書の内容や金額が妥当かどうかわからないなどの場合には、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの「住まいのダイヤル」

(0570-016-100)では、契約前に見積書をチェックしてくれる「住宅リフォーム見積チェックサービス」もありますので、利用するといいでしょう。

訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合は、特定商取引法で法定の契約書の交付が義務付けられており、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば、書面で通知することでクーリング・オフ（無条件で契約を解除）ができます。

少しでも不安を感じた場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。